

[別紙]  
様式1

## 事業報告書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日 )

### 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 一省会
- ① 財団    社団 ( 出資持分なし    出資持分あり)
- ② 社会医療法人    特別医療法人    特定医療法人
- 出資額限度法人    その他
- ③ 基金制度採用    基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県大村市寿古町767番地  
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成5年8月23日

(4) 設立登記年月日 平成5年9月1日

### 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	長崎医院	長崎県大村市寿古町 767番地	一般病床 1 床 療養病床 16 床 [医療保険 4 床] [介護保険 12 床] ※令和4年2月末をもって休床
診療所	ながさき おおば内科・ 消化器内科クリニック	長崎県大村市皆同町 162番地2	病床なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【    】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【    】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 6 月 29 日 令和 3 年度決算の決定

令和 4 年 6 月 29 日 令和 4 年度の借入金額の最高限度額の決定

令和 4 年 6 月 29 日 理事報酬額改定の決定

令和 4 年 6 月 29 日 理事、監事の選任、辞任の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

様式3-4 (診療所のみを開設する医療法人・経過措置型医療法人)

法人名 医療法人 一省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市寿古町767番地

貸借対照表

(令和5年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	109,791	I 流動負債	20,418
II 固定資産	119,285	II 固定負債	107,236
1 有形固定資産	104,130	負債合計	127,654
2 無形固定資産	837	純資産の部	
3 その他の資産	14,318	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	91,422
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	101,422
資産合計	229,076	負債及・純資産合計	229,076

様式4-2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 一省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市寿古町767番地

損 益 計 算 書

自 令和 4 年 5 月 1 日 至 令和 5 年 4 月 30 日

(単位：千円)

科 目	
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	182,414
2 事業費用	160,776
本来業務事業利益	21,638
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事 業 利 益	21,638
II 事業外収益	365
III 事業外費用	934
経 常 利 益	21,069
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	21,069
法 人 税 等	5,221
当 期 純 利 益	15,848

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 一省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市寿古町767番地

### 財 産 目 録

(令和5年4月30日現在)

1. 資 産 額	229,077	千円
2. 負 債 額	127,654	千円
3. 純 資 産 額	101,423	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A. 流 動 資 産	109,791
B. 固 定 資 産	119,286
C. 資 産 合 計 (A+B)	229,077
D. 負 債 合 計	127,654
E. 純 資 産 (C-D)	101,423

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 一省会

理事長 長 崎 省 吾 殿

私は、医療法人 一省会の令和4会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 6 月 27 日

医療法人 一省会

監事 中 溝 留 美